

廃炉国際共同研究センター運営に関する  
企画調整業務に係る労働者派遣契約

仕様書

令和6年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
福島廃炉安全工学研究所  
廃炉環境国際共同研究センター

## 1. 目 的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）福島廃炉安全工学研究所廃炉環境国際共同研究センターが実施する、研究開発業務を円滑に遂行するための企画調整業務に係る労働者の派遣について定めたものである。

## 2. 業務内容

### (1) 廃炉国際共同研究センターにおける研究開発業務の調整に関する業務

- ① 廃炉国際共同研究センターの研究の実施に係る関係機関及び自治体等への説明に関する企画調整
- ② ①に基づく関係機関及び自治体等関係者との連絡・調整、関連資料の作成
- ③ ①に基づく海外機関との調整
- ④ ①に基づく打ち合わせ・説明会への参加及び議事メモ等の作成

### (2) 廃炉国際共同研究センターが主催するイベント等に関する業務

- ① イベント実施に関する企画調整
- ② ①に基づく作業にあたっての機構内及び機構外関係者等との連絡・調整
- ③ ①に基づく参加の準備、参加、結果の取りまとめ等

### (3) 廃炉国際共同研究センターの庶務に関する業務

- ① 電話応答及び来客応対
- ② 廃炉国際共同研究センターが所掌する業務上必要な物品・役務等の調達に係る調整及び資料作成
- ③ 廃炉国際共同研究センターが所掌する役務作業の進捗管理
- ④ 廃炉国際共同研究センターが所掌する物品等の管理
- ⑤ 各種文書の作成

## 3. 派遣労働者の要件等

### (1) 派遣労働者の基本的要件

- ・資料作成に必要なアプリケーション（Word、Excel、PowerPoint、Acrobat等）の基本的な操作が可能であること。
- ・普通運転免許

### (2) 技術的要件

- ・放射線に関する専門的な知識を習得し、口頭、文章等で説明できること。
- ・個人情報及び機密情報漏えい対策の一環として、派遣元が実施する情報セキュリティに関する教育、訓練を年1回以上受講していること。

### (3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・放射線に関する専門知識を活用し、ステークホルダーのニーズに応じた、比較的高度且つ臨機応変な調整及び説明対応ができること。

#### (4) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

#### (5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任

- ・役職なし。

#### 4. 組織単位

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

福島廃炉安全工学研究所

廃炉環境国際共同研究センター

#### 5. 就業場所

(住所) 〒979-1151 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚790-1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

福島廃炉安全工学研究所

廃炉環境国際共同研究センター

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚790-1

TEL: 0244-25-2072

その他、指揮命令者と事前に協議して定めた場所

なお、この場所は国が指定する帰還困難区域の範囲となる場合がある。この場合、区域に応じた災害応急作業等手当を契約書別紙に基づき支払う。

また、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

在宅勤務にあたっては、機構のルール及び指示に従うこと。

#### 6. 指揮命令者

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

福島廃炉安全工学研究所

廃炉環境国際共同研究センター長

TEL: 0240-21-3530

#### 7. 派遣期間

令和6年7月1日から令和9年3月31日まで

#### 8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とす

る。)、その他当機構が指定する日(以下「休日」という。)を除く毎日。  
ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。  
なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

#### 9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間： 8時30分から17時00分まで

(2) 休憩時間： 12時00分から13時00分まで

当機構の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。

なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

#### 10. 派遣先責任者

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所  
運営管理部 労務課長

#### 11. 派遣人員

1名

#### 12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

#### 13. 提出書類

(部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」)

(1) 労働者派遣事業許可証(写)(契約後)

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後及び変更の都度速やかに)

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに) ※届出日付又は取得日付を含む。

(6) その他必要となる書類

#### 14. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様書に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定め

る「紙類」の基準を満たしたものであること。

#### 15. 特記事項

(1) 当機構の業務の都合により、出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。

なお、出張及び外勤にあたり、当機構所有の車両を派遣労働者が運転することがある。

(2) 福島県環境創造センター環境放射線センターにおいて業務に従事している際に非常事態が発生した場合は、指揮命令者の指示に従うものとする。

(3) 帰還困難区域内での出張/打合せ/軽作業に関しては、特殊勤務手当に従事者に支給すること。

(4) 受注者は、本作業に従事する作業員に係る労働条件通知書（労働基準法第 15 条に規定する労働条件を明示した書面）に特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう周知する等必要な措置を講じなければならない。

(5) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則 3 ヶ月毎に賃金台帳等で確認しなければならない。

(6) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、作業終了後速やかに、指揮命令者に賃金台帳等の書類を提出しなければならない。

以 上